

## 【厚生委員会】

### (1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）であり、4件を可決し、3件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願57種類1,005件のうち、7種類375件を採択した。

なお、衆議院厚生委員会において第139回国会より継続審査となっていた臓器の移植に関する法律案は、衆議院本会議において可決された後、本院においては、臓器の移植に関する特別委員会に付託され、修正議決され成立した。

#### 〔法律案の審査〕

**児童福祉法等の一部を改正する法律案**（本院先議）は、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択できる仕組みに改めるとともに、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能の見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、少子化の進行、夫婦共働きの一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、児童福祉の理念、総合的な少子化対策、児童福祉法の禁止行為の見直し等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、教護院である東京都立萩山実務学校における実情調査及び10人の参考人からの意見聴取を行うとともに、児童福祉施策の在り方、保育に対する公的責任の保障、エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業の推進等について質疑が行われた。

質疑終局後、民主党・新緑風会を代表して竹村委員から児童福祉の理念規定を追加する修正案が、日本共産党を代表して西山委員から児童福祉の理念規定の改正・保育に関する措置制度の維持等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議を付した。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案**（本院先議）は、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものであ

る。

本法律案は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、廃棄物減量化、処分場の確保と安全対策、不法投棄問題への対応等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、循環型社会構築へ向けての取組、不法投棄に伴う原状回復の在り方、ダイオキシン排出の現状と対策等について質疑を行った。質疑終局後、平成会を代表して木暮理事から法律の見直し規定の追加を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、7項目の附帯決議を付した。

**健康保険法等の一部を改正する法律案**は、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例の措置を講じるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものである。

本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の公平等を図るために提出されたものである。

なお、衆議院においては、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担、政府管掌健康保険の保険料率、施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われた。

まず本会議において趣旨説明が行われ、医療保険構造改革、一部負担見直しの理由等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、公聴会を開催して8人の公述人から意見を聴取するとともに、薬剤別途負担の在り方、老人保健制度見直し、薬価基準・診療報酬抜本見直し等について質疑が行われた。なお、橋本総理大臣に対して質疑を行った。

質疑終局後、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して宮崎委員から、外来の際の薬剤に係る一部負担金の額の規定の改定、6歳未満の者及び老齢福祉年金の受給者であって、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村民税を課されない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者に対する外来の際の薬剤に係る一部負担の免除等を内容とする修正案が提出された。

修正案に対しては、提出の経緯及び理由、実施に伴う影響額等について質疑

が行われ、討論の後、修正案及び修正部分を除く原案は、多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、14項目の附帯決議を付した。

その他、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、恩給の額の引上げに準じて年金等の支給額を引き上げることにより戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図るため提出されたものであり、質疑終局後、全会一致をもって原案どおり可決された。

介護保険法案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帶の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設するために提出されたものである。

介護保険法施行法案は、介護保険制度の施行に必要な経過措置を定めるために提出されたものである。

医療法の一部を改正する法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保する等国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大その他所要の措置を講じる必要があるために提出されたものである。

以上3案を一括して、まず本会議において趣旨説明が行われた後、財政構造改革の推進方策、介護保障導入の必要性、要介護認定の基準等について質疑が行われた。

委員会においては、社会保険方式を採用した理由、介護サービスの基盤整備、現金給付の必要性等について質疑が行われた後、3案とも継続審査となった。

#### [国政調査等]

2月18日、小泉厚生大臣から所信を、政府委員から平成9年度厚生省関係予算概要説明を聴取し、2月20日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障構造改革のスケジュール、介護保険制度における負担の見通し等の問題が取り上げられた。

また、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度厚生省関係予算を審査し、医療保険制度の抜本改革の内容、介護保険制度の導入に向けた基盤整備の見通し等の質疑がなされた。

## (2) 委員会経過

### ○平成9年2月18日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

- 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月21日（金）（第3回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月25日（火）（第4回）

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、総理府、総務庁及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。  
(閣法第37号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽  
反対会派 なし

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
(厚生省所管及び環境衛生金融公庫)について小泉厚生大臣、政府委員、農林水産省、文部省、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月1日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成9年4月3日（木）（第7回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、総務庁及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月8日（火）（第8回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事	松尾 武昌君
社会福祉法人日本保育協会常務理事	藤本 勝巳君
弁護士	津田 玄児君
国立社会保障・人口問題研究所副所長	阿藤 誠君
社会福祉法人こまどり福祉会こまどり保育園園長	羽生 悅朗君
社会福祉法人愛育福祉会理事長	成田 錠一君
東洋大学社会学部助教授	森田 明美君
子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会事務局	菅 源太郎君
全国保育団体連絡会会長	横田 昌子君
養護施設光の園白菊寮園長	濱田 多衛子君

○平成9年4月10日（木）（第9回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第71号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月15日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣、政府委員、労働省、環境庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月17日（木）（第11回）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣、政府委員、環境庁、文部省及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第80号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月23日（金）（第12回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第13回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月29日（木）（第14回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君、小泉厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第16回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年6月6日（金）（公聴会 第1回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聞き質疑を行った。

社団法人日本医師会副会長	糸氏 英吉君
医療法人財団河北総合病院理事長	河北 博文君
日本労働組合総連合会生活福祉局長	榎本 純君

仙台白百合女子大学人間学部人間生活学科教授	高木	安雄君
大阪府保険医協会副理事長	細川	一真君
新日本製鐵健康保険組合常務理事	対馬	忠明君
新日本婦人の会神奈川県本部副会長	北條	順子君
社団法人日本病院会常任理事・中野総合病院病院長	池澤	康郎君

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月12日（木）（第18回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣に対し質疑を行い、質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者宮崎秀樹君、同山本正和君、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第36号）

（修正案）

賛成会派 自民、社民、太陽

反対会派 平成、民緑、共産

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、平成の一部、社民、太陽

反対会派 平成の一部、民緑、共産

なお、附帯決議を行った。

本案の修正について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。

○平成9年6月13日（金）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 介護保険法案**（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）  
**介護保険法施行法案**（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）  
**医療法の一部を改正する法律案**（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）  
以上3案について小泉厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成9年6月17日（火）（第20回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）  
　介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）  
　医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）  
　以上3案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 請願第124号外374件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外629件を審査した。
- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）  
　介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）  
　医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）  
　以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### （3）成立議案の要旨・附帯決議

#### 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

##### 【要旨】

本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例等の措置を講ずるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

なお、衆議院において、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担、政府管掌健康保険の保険料率及び施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われた。

#### 第1 健康保険法の一部改正

##### 1 医療保険制度等の在り方の検討

厚生大臣又は社会保険庁長官は、次に掲げる事項は、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

- (1) 健康保険制度その他の医療保険制度及び老人保健制度の在り方に関する事項並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項
- (2) 健康保険事業の運営に関する事項であって、企画、立法又は実施の大

## 綱に関するもの

### 2 一部負担

#### (1) 被保険者本人に係る一部負担

被保険者本人の療養の給付等に係る一部負担金の割合について、1割とする経過措置を廃止し、法律本則に規定する2割とする。

#### (2) 外来の際の薬剤に係る一部負担

療養の給付を受ける者は、当該給付に薬剤の支給（注射や検査に伴うもの、入院に伴うもの、診療報酬が定額であるもの等を除く。）が含まれるときは、(1)の一部負担金のほかに、その種類数に応じ、2種類又は3種類の場合は400円、4種類又は5種類の場合は700円、6種類以上の場合には1,000円を一部負担金として支払うものとする。ただし、頓服薬及び外用薬については、1種類につきそれぞれ10円及び80円を支払うものとする（衆議院修正）。

### 3 政府管掌健康保険の保険料率

#### (1) 政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に引き上げる（衆議院修正）。

#### (2) 当分の間、政府管掌健康保険の保険料率は、2年から5年の範囲内で厚生大臣が定める期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう定める。

## 第2 船員保険法の一部改正

被保険者本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。

## 第3 国民健康保険法の一部改正

#### 1 外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。

#### 2 健康保険法の適用除外承認を受けて当該国民健康保険組合の被保険者である者等に係る国庫補助については、100分の32を下回る割合であって、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合を勘案して、政令で定める特定割合をもって補助することができるものとする。

#### 3 国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担額の特例を平成10年度まで延長する。

## 第4 老人保健法の一部改正

#### 1 訪問指導

訪問指導の対象者を、寝たきりの状態にある者等から、これらの者を含め、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者に改める。

## 2 一部負担

- (1) 外来一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、現行の1月につき1,020円から、1日につき500円（ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において4回の支払を限度とする。）に改める。
- (2) 入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、現行の1日につき710円から、平成9年度においては1日につき1,000円、平成10年度においては1日につき1,100円、平成11年度においては1日につき1,200円に改める（衆議院修正）。また、低所得者に係る入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、1日につき300円（ただし、2月を限度とする。）から1日につき500円に改める。
- (3) 外来の際の薬剤に係る一部負担に關し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。
- (4) (1)及び(2)の一部負担金の額は、2年度ごと（ただし入院一部負担金については平成12年度を初年度とする同年度以降の2年度ごと（衆議院修正））に、それぞれ1日平均外来医療費額及び1日平均入院医療費額の変動率に応じ、10円以上の変動がある場合に改定する。

## 第5 施行期日等

- 1 この法律は、平成9年9月1日から施行する。ただし、国民健康保険法の一部改正（外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項及び国民健康保険組合に対する国庫補助に関する事項を除く。）に関する規定は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する（衆議院修正）。
- 2 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後3年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

## 健康保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

### 【要 旨】

#### 1 外来の際の薬剤に係る一部負担金の額

外来の際の薬剤に係る一部負担金の額については、薬剤の支給を受けるごとに、1日につき、2種類又は3種類の場合は30円、4種類又は5種類の場合は60円、6種類以上の場合は100円（外用薬については、1調剤につき、1種類の場合は50円、2種類の場合は100円、3種類以上の場合は150円）とする。

#### 2 外来の際の薬剤に係る一部負担の免除

次に掲げる者については、外来の際の薬剤に係る一部負担金を支払うことを要しないものとする。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 老齢福祉年金の受給者であって、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村民税が課されない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 医療提供体制と医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革について、スケジュールを含めた全体像を速やかに国民に示すとともに、その早急な実現を目指し、できる限り平成10年度から着手すること。
- 2 政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置分及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰り戻しに努めること。
- 3 薬剤負担については、薬剤費を限度とする等その算定方法について適切な措置を講ずること。
- 4 被用者保険の保険料負担について、賞与等を含めた年間の総報酬に保険料を賦課する方式への移行の検討を進めること。
- 5 老人医療制度について、できるだけ早期に新たな制度の創設も含めた抜本的見直しを行うこと。なお、低所得者への充分な配慮を行うこと。
- 6 就学前児童の一部負担について、少子化対策の観点及び地方公共団体における単独事業の実情も踏まえ、その軽減を検討すること。
- 7 現行の出来高払い中心の診療報酬制度を見直し、慢性期医療等に対する包括払いの活用など、出来高払いと包括払いの最善の組合せを図ること。
- 8 高薬価シフトを防止し、薬価差の解消を図るために、現行の薬価基準制度に代わる市場取引に委ねる原則に立った新たな方式の採用を含め、薬価基準制度を抜本的に見直すこと。
- 9 医薬分業の推進のため、今後とも所要の措置をとること。あわせて薬剤師教育の充実を図ること。
- 10 医療提供体制の適切な機能分担が行われるよう、「かかりつけ医」機能の充実など、体制を整備すること。また、そのための医学教育について検討すること。
- 11 医療における情報公開を進め、患者の立場や選択を尊重した医療情報の提供の在り方について、さらに検討を加え、必要な措置を講ずること。また、薬価算定の透明化を図り、診療報酬や薬価を決める中央社会保険医療協議会の審議を公開すること。

- 12 医療保険制度運営の安定化を図る観点から、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健康保険等における保険集団の在り方を見直すとともに、給付と負担の公平化に向けた取組みを進めること。
  - 13 医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るための対策を強化すること。
  - 14 この法律の施行後、施行の状況を勘案し、その全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

### **戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第37号）**

#### **【要 旨】**

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### **1 障害年金の額の引上げ**

障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成9年4月分から年額560万2,000円（現行年額555万5,000円）に増額する等とする。

#### **2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ**

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成9年4月分から年額190万8,800円（現行年額189万2,600円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

#### **3 施行期日**

この法律は、平成9年4月1日から施行する。

### **児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）（先議）**

#### **【要 旨】**

本法律案は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため、児童保育施策等を見直し、児童の自立支援施策の充実を図るとともに、母子家庭の自立支援施策の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### **第1 児童福祉法の一部改正**

##### **1 保育所に関する事項**

###### **(1) 保育所への入所の仕組み**

① 市町村は、保育に欠ける乳幼児等の保護者からの申込みがあったと

きは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。

- ② 保育の実施を希望する保護者は、希望する保育所等を記載して市町村に申込みを行う。この場合において、保育所は保護者に代わって申込みを行うことができる。
- ③ 市町村は、一の保育所について申込児童のすべてが入所するときに適切な保育が困難となる等の場合には、入所児童を公正な方法で選考できる。
- ④ 市町村は、保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、保育所の設備及び運営の状況等の情報提供を行わなければならない。

#### (2) 保育所による情報提供及び保育相談

保育所は、地域の住民に対し、その保育に関し情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない。

#### (3) 保育費用の徴収

保育所の保育費用を支弁した市町村長等は、本人又はその扶養義務者から保育費用を徴収した場合の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収できる。

### 2 放課後児童健全育成事業に関する事項

- (1) 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- (2) 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

### 3 児童相談所に関する事項

- (1) 児童相談所長の都道府県知事への報告書の記載事項に、児童の家庭環境並びに措置についての児童及びその保護者の意向を追加する。
- (2) 都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等に当たって、一定の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

### 4 児童自立生活援助事業に関する事項

都道府県は、義務教育終了後の児童であって施設入所等の措置のうち政令で定めるものを解除されたもの等の自立を図るため、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は行うことを委託する措置を探ることができるものとし、この事業を児童自立生活援助事業として児童居宅生活支援事業に位置付ける。なお、当該措

置を採った児童については、その児童が満20歳になるまで引き続き当該措置を継続することができる。

## 5 児童福祉施設の名称及び機能に関する事項

- (1) 乳児院に、乳児のほか、保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を入院させることができる。
- (2) 母子寮の目的に、入所者の自立の促進のためにその生活を支援することを加え、児童が満20歳になるまで引き続き母子を在所させることができるものとするとともに、その名称を母子生活支援施設に改称する。
- (3) 養護施設が児童の自立を支援することを明確化し、その名称を児童養護施設に改称する。
- (4) 虚弱児施設に係る規定を削除し、法律の施行の際現に存する虚弱児施設は児童養護施設とみなす。
- (5) 情緒障害児短期治療施設の対象児童の年齢要件に係る規定を削除するとともに、児童が満20歳になるまで引き続きその者を在所させることができる。
- (6) 教護院
  - ① 教護院の対象児童を、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童とするとともに、その機能を、入所又は通所により個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することとし、その名称を児童自立支援施設に改称する。
  - ② 施設長の入所児童を就学させる義務を規定するとともに、在院中小学校に準ずる教科を修めた児童に対する修了証書の発行に係る規定等を削除する。なお、当分の間、施設長は修了証書の発行をすることができる。

## 6 児童家庭支援センターに関する事項

- (1) 児童相談所長又は都道府県は、児童又はその保護者を児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は指導を委託する措置を採ることができる。
- (2) 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを中心とする児童福祉施設として、児童家庭支援センターを設ける。
- (3) 児童家庭支援センターは厚生省令の定める児童福祉施設に附置する。

## 7 関係地方公共団体等の連携等に関する事項

現行の地方公共団体相互間の連絡調整の責務の対象事務を保育の実施等に拡大するとともに、児童居宅生活支援事業等を行う者及び児童福祉施設

の設置者は、相互に連携し、児童及び家庭からの相談に応ずるなどの地域の実情に応じた積極的な支援に努めなければならない。

#### 第2 社会福祉事業法の一部改正

新たに児童福祉法にいう児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び児童家庭支援センターを経営する事業を第2種社会福祉事業とする。

#### 第3 母子及び寡婦福祉法の一部改正

母子家庭の母及び児童の就労支援のため、公共職業安定所と相互に協力するものとして、母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関に加え、児童家庭支援センター、母子生活支援施設及び母子福祉団体を規定する。

#### 第4 施行期日等

この法律は、平成10年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。
- 2 長期的展望に立ち、幅広い見地から少子化対策の総合的な検討を進め、子育てに対する支援の強化を図ること。
- 3 保育料は現行水準を後退させないよう配慮し、また、低年齢児及び中間所得者層に十分配慮するとともに、保育費用等に対する公的責任を後退させないこと。
- 4 利用者の側に立って、乳児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供を図るとともに、国の定めるエンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業の着実な推進に努め、また、待機児童がなくなるよう改善に努めること。また、地域の実情等により保育需要や子育て環境等は異なることを踏まえ、適切な対応を講ずること。
- 5 放課後児童健全育成事業の全国的な拡充に努めるとともに、公共施設の一層の活用を図ること。
- 6 各児童福祉施設の運営については、児童が適性を伸ばし、社会的自立を確保できるよう配慮すること。また、児童自立支援施設の児童が速やかに学校教育を受けられるよう努めること。
- 7 児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上に一層努めること。また、児童家庭支援センターの設置に当たっては、要保護児童の早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所等との有機的な連携に配慮するなどその目的が十分達成されるよう努めること。

- 8 施設入所措置に当たり都道府県児童福祉審議会から意見を聴く場合においては、児童や家庭のプライバシーに十分配慮すること。
- 9 児童の人権の尊重という観点から、虐待、買春、性的搾取等に関する規制の強化等について検討を進めること。
- 10 母子家庭施策については、就労支援を中心に総合的な施策を講ずること。児童扶養手当については、民法における扶養責任との関係等を含め総合的に検討すること。また、父子家庭に対する支援等の拡充に努めること。  
右決議する。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

### 【要 旨】

本法律案は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の再生利用について許可に代わる認定制度の新設、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、最終処分場の維持管理積立金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第1 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

- 1 都道府県知事は、多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができるものとする。
- 2 厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行う者等は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上の支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができるものとする。
- 3 2の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の収集等を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。

#### 第2 廃棄物処理施設の設置に関する事項

- 1 廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画等を申請書に記載するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとする。
- 2 都道府県知事は、政令で定める廃棄物処理施設について設置の許可の申請があった場合には、設置の場所等を告示し、申請書等を1月間公衆の縦

覽に供するとともに、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。また、利害関係を有する者は、縦覧期間満了後 2 週間以内に意見書を提出することができるものとする。

- 3 廃棄物処理施設の設置に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可の要件とする。
- 4 都道府県知事は、2 の政令で定める廃棄物処理施設の設置の許可をする場合においては、あらかじめ 3 の要件を満たすものであるかについて、厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

### 第3 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- 1 廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならないものとする。
- 2 第 2 の 2 の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとする。
- 3 特定最終処分場（厚生省令で定める最終処分場をいう。）の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで、毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従って算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならないものとする。

### 第4 産業廃棄物管理票制度等に関する事項

- 1 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大する。
- 2 事業者は、その産業廃棄物の運搬等を委託する場合において、運搬受託者等から電子情報処理組織（情報処理センターの電子計算機と、事業者等の入出力装置とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用してその運搬等が終了した旨の報告を求め、かつ、その産業廃棄物の種類等を情報処理センターに登録したときは、管理票の交付を要しないものとする。
- 3 厚生大臣は、2 の登録等に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第 34 条の法人を、全国を通じて 1 個に限り、情報処理センターとして指定することができるものとする。

### 第5 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項

- 1 廃棄物処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事等がその支障の除去等のために必要な措

置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ずることができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかった者等（以下措置命令の対象となる者を「処分者等」という。）を追加する。

- 2 1の措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるものとする。
  - (1) 1の命令を受けた処分者等が、期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。
  - (2) 過失がなくて支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- 4 都道府県知事等は、3の措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該処分者等に負担させができるものとする。

#### 第6 産業廃棄物適正処理推進センターに関する事項

- 1 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るために自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができるものとする。
- 2 適正処理推進センターは産業廃棄物の処理の方法等の点検又は改善のための助言又は指導、産業廃棄物処分業者等に関する情報の収集及び提供、産業廃棄物の適正な処理に関する研修、啓発活動及び広報活動、第5の3の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えん等の業務を行うものとする。
- 3 適正処理推進センターに2の業務に関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金の出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

#### 第7 罰則の強化

産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備する。

#### 第8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

- 1 第2、第3、第4の3、第5（1を除く。） 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 第4（3を除く。）及び第5の1 公布の日から起算して1年6月を超

えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 循環型経済社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を含めた総合的な廃棄物対策を一層充実すること。
- 2 産業廃棄物に係る排出事業者責任の一層の強化について検討すること。また、マニフェスト制度の電子化を推進し、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理センターの活用等情報提供の在り方について検討を行うこと。
- 3 廃棄物の有害性に対する知見を深め、ミニ処分場問題の解決や安定型処分場の見直し等基準の見直しを図るとともに、処分場の管理を徹底し、周辺住民に対しては情報の閲覧制度を徹底すること。
- 4 大都市圏等における地域内処理の推進を図るとともに、廃棄物が排出から処分まで広域にわたることにかんがみ、国及び地方自治体、地方自治体相互間の連携などにより不法投棄の防止対策を実効あるものとするよう、対策を強化すること。また、廃棄物処理センターの指定の促進を図ること。
- 5 都道府県等の産業廃棄物処理に関する指導、監督が十分行われるよう行政執行体制の強化、充実を図ること。
- 6 ダイオキシン類による人の健康や食品への影響などの実態を調査し、公表すること。また、ダイオキシンに係る環境基準の設定並びに排出抑制策を早急に講ずること。特に主な排出源となる廃棄物焼却施設の改善を速やかに行うこと。さらに施設の改善に当たっては、国庫補助等に特段の配慮をすること。
- 7 水道水源地域における最終処分場等の廃棄物処理施設の在り方については、飲料水の安全性を確保する観点から、必要な措置について検討を行うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院				
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決		
※36	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	9. 2.10	9. 5.23	9. 6.12 修 正 附帶決議	9. 6.13 修 正	9. 4.8	9. 5.7 修 正 附帶決議	9. 5.8 修 正		
			○9. 5.23	参本会議趣旨説明				○9. 4.8	衆本会議趣旨説明		
※37	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	"	2.10	3.25	3.25 可 決	3.26 可 決	2.17	3.19 可 決	3.25 可 決		
			3.11	3.21	4.10 可 決 附帶決議	4.11 可 決	5.13	5.30 可 決 附帶決議	6. 3 可 決		
71	児童福祉法等の一部を改正する法律案	参	○9. 3.21	参本会議趣旨説明				○9. 5.13	衆本会議趣旨説明		
			3.28	4. 9	4.17 可 決 附帶決議	4.21 可 決	5.20	6. 6 可 決 附帶決議	6. 10 可 決		
80	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	"	○9. 4.9	参本会議趣旨説明							
			8.11.29	6.13	継続審査		1.20	5.21 修 正 附帶決議	5.22 修 正		
1 8 7	介護保険法案	衆	○第139回	衆本会議趣旨説明 衆継続							
			○9. 6.13	参本会議趣旨説明							
1 9 8	介護保険法施行法案	"	11.29	6.13	継続審査		1.20	5.21 修 正 附帶決議	5.22 修 正		
			○第139回	衆本会議趣旨説明 衆継続							
1 9 9	医療法の一部を改正する法律案	"	○9. 6.13	参本会議趣旨説明							
			11.29	6.13	継続審査		1.20	5.21 修 正 附帶決議	5.22 修 正		
			○第139回	衆本会議趣旨説明 衆継続							
			○9. 6.13	参本会議趣旨説明							